

## ◎新潟県告示第297号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和5年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 起業者の名称

妙高市

### 2 事業の種類

新図書館等複合施設建設工事

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

新潟県妙高市朝日町一丁目、栄町及び中町地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

新図書館等複合施設建設工事（以下「本件事業」という。）は、法第3条第22号に掲げる図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく図書館に関する事業及び同条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、妙高市一般会計予算により本件事業に係る財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性

##### ア 得られる公共の利益

現在の図書館は、昭和58年に建築され老朽化が進むとともに、施設規模が小さく、十分な展示場所、閲覧席等の確保が困難となっているほか、専用の駐車場がなく、高齢者や障がい者への配慮が十分でない施設となっている。また、高度情報化が進む中、豊富な資料・情報の収集・提供やICTを活用したサービスなど、多様化する市民ニーズに対し、現在の設備では対応することが困難な状況となっている。

一方、現在、市中心部に位置し、市民交流・子育て支援等の機能をもつ「いきいきプラザ」は、築30年以上が経過し老朽化が進んでいることから、施設を解体する必要性が生じている。施設が廃止された場合、若年世代等のさらなる人口減少につながることやにぎわいの低下が懸念されるため、他施設への機能移転が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、妙高市では、「新図書館等複合施設整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定し、図書館等の集客力を最大限活用しながら、まちなかのにぎわいの創出、子育て支援、公共施設等の機能集約、公共交通ネットワークによる地域間の連携・交流により、持続可能なまちづくりの実現を目指すこととしている。

本件事業は、図書館を中心とし、児童用図書を備えたこども用プレイルームや市民活動の場となる市民活動室など、子育て支援機能や市民交流機能を併せ持った複合施設を建設しようとするものである。

本件事業の施行により、図書館の設備や機能の充実が図られ、高齢者や障がい者も利用しやすい施設となり、現在は提供できていない新たな書籍の貸出や、レファレンス等のサービスが可能になることで、利用者の増加や満足度の向上に繋がることが期待される。また、複合施設の利点として、図書館機能を中心とした子育て支援機能、生涯学習機能等との連携により、子育て世代や利用者の多様な交流の喚起、地域コミュニティの活性化を通じて、持続可能なまちづくりの実現に寄与することが期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

##### イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価は実施しないが、起業者は、工事の実施及び施設の供用に当たり、大気汚染、騒音、水質汚濁、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずるとしていることから、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと見込まれる。

本件起業地において、天然記念物、希少野生動植物種、新潟県のレッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種のいずれも確認されていない。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史

跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、事業に必要な面積が確保できることを条件に、妙高市内の2箇所を候補地として選定の上、土地利用に与える影響や交通利便性、経済性等を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の実施により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるもので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、妙高市の整備計画に基づき、図書館及び市民交流・子育て支援施設を整備するものであり、現在の施設は、老朽化が進んでいるとともに、市民のニーズに応じた設備や機能の提供が困難な状況となっていることから、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業のために恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

妙高市役所 生涯学習課